

長野市小規模水道維持管理指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、小規模水道を適正に管理して清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的として行う行政指導の指針について定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模水道 次号から第5号までに掲げる施設及び水道をいう。
- (2) 飲料水供給施設 給水人口が50人以上 100人以下の水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 簡易給水施設 給水人口がおおむね20人以上49人以下である水道をいう。
- (4) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定するものをいう。
- (5) 準簡易専用水道 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水の供給を受けるための水槽を有するものであって、簡易専用水道以外のものをいう。
- (6) 設置者等 小規模水道を設置する者又は管理する責任を有する者をいう。
- (7) 配水池 浄水設備等からの送水を受け、当該給水区域の需要量に応じた給水を行うための水の貯留設備をいう。

(水質基準及び管理基準)

第3 小規模水道の設置者等は、次に定める基準に従い、適正な管理を行うものとする。

(1) 水質基準

小規模水道により供給される水は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に定める基準によること。

(2) 管理基準

ア 小規模水道には、原水の質及び量、地理的条件並びに当該小規模水道の形態等に応じて必要な施設と消毒設備を備えること。ただし、簡易専用水道及び準簡易専用水道については、給水栓において消毒の残留効果が確認される場合は、消毒設備の設置を省略できるものとする。

イ 小規模水道の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものとする。

ウ 小規模水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面を整備し、これを保存しておくこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、保健所へ連絡し、指示を受けること。

(飲料水供給施設及び簡易給水施設)

第4 飲料水供給施設及び簡易給水施設の設置者等は、次に定める基準に従い、適正な管理を行うものとする。

(1) 水質検査

ア 給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水栓において、省令に定める項目及び消毒の残留効果について水質検査を行うこと。

イ 給水を開始した後は、給水栓における水について次に掲げるところにより水質検査を行うこと。

(ア) 消毒の残留効果、色及び濁りに関する検査 7日以内に1回以上

(イ) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6か月以内に1回以上。ただし、省令の1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査については、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかである場合は、1年以内に1回以上とすることができる。

ウ ア及びイの水質検査を行ったときは、その状況を記録し、3年間保存すること。

(2) 衛生上の措置

供給する水の衛生を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 取水場、浄水場及び配水池の清潔を常に保持すること。

イ 配水する水の汚染を防止すること。

ウ 取水場、浄水場及び配水池等に人畜がみだりに立ち入るのを防ぐために有効な錠や柵等を設置すること。

エ 給水栓における水の残留塩素が0.1mg/l以上となるように必要な塩素消毒をすること。

(簡易専用水道及び準簡易専用水道)

第5 簡易専用水道及び準簡易専用水道の設置者等は、次に定める基準に従い、適正な管理を行うものとする。

(1) 衛生上の措置

準簡易専用水道の設置者等は、有害物、汚染等による水の汚染を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 1年に1回水槽の清掃を定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等を行うこと。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い及び味等に注意し、供給する水に異常がないことを確認すること。

エ ウの確認の際、供給する水に異常を認めた場合は、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものに関し検査を行うこと。

オ アからエまでについては、その状況を記録し、3年間保存すること。

(2) 消毒効果の確認

ア 簡易専用水道及び準簡易専用水道の設置者等は、給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が0.1mg/l以上ある

ことを確認すること。

イ アの検査を行ったときは、その状況を記録し、3年間保存すること。

(保健所長への届出)

第6 設置者等は、次に定めるところにより届出書等を保健所長に提出するものとする。

(1) 飲料水供給施設及び簡易給水施設の設置者等は、給水を開始しようとするときは、小規模水道関係(飲料水供給施設・簡易給水施設)設置届出書(様式第1号)に関係書類を添えて提出すること。

(2) 前号の届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたとき又は当該施設を廃止したときは、速やかに、小規模水道関係(飲料水供給施設・簡易給水施設)(変更・廃止)届出書(様式第1号)に関係書類を添えて提出すること。

(3) 簡易専用水道及び準簡易専用水道の設置者等は、給水を開始したときは、小規模水道関係(簡易専用水道・準簡易専用水道)設置届出書(様式第2号)に関係書類を添えて提出すること。

(4) 前号の届出をした者は、届け出た事項に変更が生じたとき又は当該施設を廃止したときは、速やかに、小規模水道関係(簡易専用水道・準簡易専用水道)(変更・廃止)届出書(様式第2号)を提出すること。

(事故の報告)

第7 設置者等は、飲料水の汚染事故が発生したときは、直ちに保健所長その他の関係機関へ通報するものとする。

(改善勧告等)

第8 保健所長は、小規模水道(簡易専用水道を除く。)について衛生上若しくは保安上の危害が生じ、又はそのおそれがあると認めるときは、設置者等に対し施設の改善又は給水の停止を勧告することができる。

(報告の徴収及び立入調査)

第9 保健所長は、必要があると認めるときは、小規模水道(簡易専用水道を除く。)の設置者等の協力を得て、当該設置者等から報告を求め、又は保健所の職員をして当該水道に立ち入り、施設及び帳簿書類の調査をさせることができる。

附 則(平成16年12月6日長野市告示第805号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成27年3月5日告示第104号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長野市小規模水道維持管理指導要綱の規定に基づき存する用紙は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則(令和3年12月27日告示第650号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第2号 (第6関係)

小規模水道関係 $\left(\begin{array}{c} \text{簡易専用水道} \\ \text{準簡易専用水道} \end{array} \right)$ $\left(\begin{array}{c} \text{設置} \\ \text{変更} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ 届出書

年 月 日

(宛先) 長野市保健所長

設置者等 住 所
氏 名
電 話

小規模水道 $\left(\begin{array}{c} \text{簡易専用水道} \\ \text{準簡易専用水道} \end{array} \right)$ を $\left(\begin{array}{c} \text{設置} \\ \text{変更} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ したので、長野市小規模水道維持管理指導要綱
第6の規定により届け出ます。

建築物	名称				主な用途	
	所在地					
	構造	地上 階、地下 階、延べ面積	m ²	特定建設物 該当の有無	有 ・ 無	
給水開始 年 月 日	年 月 日					
管理責任者	住 所 (電話番号)	()			氏 名	
水 槽	区分 槽別	設 置 場 所	構 造 ・ 材 質	数	有 効 容 量	
	受水槽				m ³	
	高置水槽				m ³	
					m ³	
供給を受ける 水道名				消毒設備の 有 無	有 ・ 無	
変更事項						
変更(廃止) 年 月 日						
備 考						

【添付書類】

- 設置時
(1) 建築物所在地の案内図 (2) 受水槽の設置場所が分かる図面
- 変更時
水槽の設置場所がわかる図面 (水槽を変更する場合)